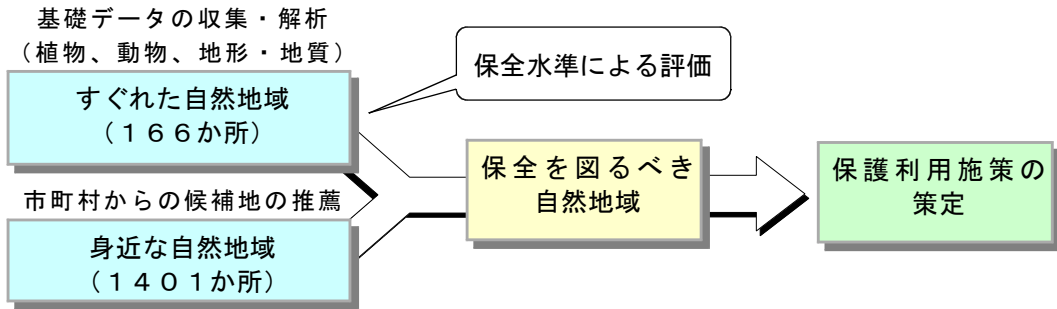


北海道自然環境保全指針の概要

1 指針の目的・性格

- 道の自然環境保全行政の運営指針として、平成元年7月に策定
- 北海道環境基本計画に基づく自然環境分野の計画であるとともに、北海道自然環境等保全条例に基づいた北海道環境保全基本方針を総合的計画的に推進するための計画
- 自然環境の保全に当たって格別の配慮が必要と考えられる地域を、**すぐれた自然地域と身近な自然地域**として選定。「保全を図るべき自然地域」として明確化
- 法的な規制ではなく、それぞれの立場で**自ら配慮するための道しるべ**としての性格。国に対しては要望的、市町村に対しては誘導的な性格をもつとともに、道民や事業者に対しては自発的な自然環境への配慮を期待するもの



2 すぐれた自然地域

- 原始性、希少性、学術性、景観美等において、他の地域より比較的秀でている自然の地域
- 自然を構成する要素を植物、動物、地形・地質の3種類に区分、基礎データを収集・解析、隣接・重複しているものを一つの地域として整理し、166か所を選定
- 自然の特質を総合的に評価する手段として**保全水準**(自然の評価基準)を設定
- 開発行為などに際しては、**保護水準**に沿って、自然環境の保全に自発的に配慮することを期待
- 自然公園などの地域指定を進める等して保全を進める

保全水準(自然の評価基準)

	資質水準	保護水準		利用水準
	区分	区分	保全のスタンダード	区分
I	国際的レベル	自然(動植物の生息、生育環境等)の資質が、[稀少、脆弱、不安定]	当該自然とその環境がそのままの状態でも維持できるように、周辺を含めて厳正な保全を図る。	自然の容量の範囲内での学術研究、徒歩による自然探勝等に利用を限定する。
II	全国的レベル	自然(動植物の生息、生育環境等)の資質が、[やや稀少、脆弱、不安定]	当該自然とその環境が適切に維持できるように保全を図る。	原則的に徒歩による自然探勝、自然観察、キャンプ、景観鑑賞等の利用を図る。
III	北海道的レベル	自然(動植物の生息、生育環境等)の資質が、[やや普通、安定]	当該自然の主要な部分あるいは要素について、保全を図る。	自然と密着し、ふれあえる野外レクリエーション等の利用を図る。
IV	圏域的レベル	自然(動植物の生息、生育環境等)の資質が、[普通、安定]	各種土地利用計画、地域開発計画のなかで調和のとれた保全に努める。	自然環境を生かした計画的な野外レクリエーション等の利用を図る。

3 身近な自然地域

- 都市近郊の樹林地、水辺、原野等居住環境に比較的近く存在し、地域の住民が健康で快適な日常生活を営む上で貴重な存在となっているような自然の地域
- 市町村が推薦した候補地をもとに1,401か所を選定
- 適切な保全方法の検討整備に努めるとともに、市町村や住民の適切な保全と利用を期待

